

大阪市市民活動推進事業団体登録要綱

制 定 平成19年 7月 1日
最近改正 平成27年12月 1日

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に基づく補助金の交付を受けようとする団体が大阪市に登録をするにあたっての要件、手続き等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の申請要件)

第2条 登録を申請できる団体は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人またはボランティアグループ等の任意の非営利活動団体であること。ただし、民法上の公益法人、社会福祉法人等の特別法による法人、営利企業等は除くものとする。
- (2) 大阪市内に事務所を有し、大阪市内を活動の拠点としていること。
- (3) 継続して1年以上の活動実績があること。ただし、任意団体が特定非営利活動法人化した場合は、任意団体歴を含めるものとする。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が構成する団体（以下「暴力団」という。）又は暴力団、その構成員もしくは大阪市暴力団排除条例第2条第3項に規定する暴力団密接関係者の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。

(登録の申請)

第3条 登録を希望する団体は、大阪市市民活動推進事業団体登録申請書（様式第1号）に、団体の概要書（様式第2号）等市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(登録の決定)

第4条 前条の申請に対し、第2条に規定する要件に適合すると認めるときは、大阪市市民活動推進事業運営会議開催要綱に基づく大阪市市民活動推進事業運営会議（以下「運営会議」という。）において意見を聴取したうえで、市長が認定し、補助金交付要綱に基づく補助金の交付対象となる団体として登録のうえ、団体の概要書（様式第2号）を公開するものとする。

(登録の通知)

第 5 条 市長は、前条の規定により登録したときは、大阪市市民活動推進事業団体登録決定通知書（様式第 3 号）により、前条の規定により不適合となり登録しなかったときは、大阪市市民活動推進事業団体登録非登録通知書（様式第 4 号）により当該団体に通知するものとする。

（登録の変更）

第 6 条 登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、団体の概要書（様式第 2 号）の内容に変更があったときは、大阪市市民活動推進事業団体登録変更届（様式第 5 号）に変更後の団体の概要書（様式第 2 号）を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

（事業報告書等の提出）

第 7 条 登録団体は、毎年、大阪市市民活動推進事業事業報告書等届出書（様式第 6 号）に、当該事業年度の事業報告書等市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第 8 条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 第 2 条に規定する要件を失ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたと判明したとき。
- (3) 前条の書類を提出しないとき。
- (4) 当該登録団体から登録抹消の申し出があったとき。
- (5) その他市長が特に必要があると認めたとき。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、団体の登録に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

大阪市市民活動推進事業 団体登録申請書

(あて先) 大阪市長

		平成 年 月 日
団体名		
主たる事務所の所在地	〒	
ふりがな 代表者の役職・氏名 生年月日	T・S・H 年 月 日 (男・女)	

大阪市市民活動推進事業の助成対象団体として登録したいので、次の書類を添えて申請します。

確認事項 (確認されましたら、□にチェックを入れてください。)

当団体は大阪市市民活動推進事業団体登録要綱第2条に規定する登録の要件に該当しています。

(参考) 大阪市市民活動推進事業 団体登録要綱

第2条 登録を申請できる団体は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人またはボランティアグループ等の任意の非営利活動団体であること。ただし、民法上の公益法人、社会福祉法人等の特別法による法人、営利企業等は除くものとする。
- (2) 大阪市内に事務所を有し、大阪市内を活動の拠点としていること。
- (3) 継続して1年以上の活動実績があること。ただし、任意団体が特定非営利活動法人化した場合は、任意団体歴を含めるものとする。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (5) 特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が構成する団体(以下「暴力団」という。)又は暴力団、その構成員もしくは大阪市暴力団排除条例第2条第3項に規定する暴力団密接関係者の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。

【添付書類】

1. 団体の概要書	様式第2号
2. 定款	NPO法人は所轄庁へ提出した書類(写し) 任意の団体は、これと同等と思われる書類(写し)
3. 設立趣旨書	
4. 登記簿謄本(写し)	
5. 前事業年度の事業報告書	
6. 前事業年度の活動計算書	NPO法人は所轄庁へ提出した書類 任意の団体は、これと同等と思われる書類
7. 前事業年度の役員名簿	
8. 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿	
9. 申請時の事業年度の事業計画書	
10. 申請時の事業年度の活動予算書	
11. 直近の総会の議事録(写し)	

※ 登録団体に認定された場合、登録期間内は様式第2号を一般に公開することとします。

(様式第2号)

団体の概要書

団体名	(ふりがな)		
主たる事務所の所在地	〒		
代表者の役職・氏名	(ふりがな)	構成員数	人
設立(活動開始)年月	年 月	NPO法人 認証年月	年 月
主な活動地域			
ホームページの有無	有 (URL) / 無		
団体の設立経緯			
これまでの主な活動実績			
事業年度	月 日 から 月 日		
活動分野	※下表「活動分野別リスト」の番号をご記入ください。		

【活動分野別リスト】

1 保健・医療・福祉の増進	8 災害救助	15 科学技術振興
2 社会教育の推進	9 地域安全	16 経済活動活性化
3 まちづくりの推進	10 人権擁護・平和の推進	17 職業能力開発・雇用機会拡充
4 観光の振興	11 国際協力	18 消費者保護
5 農山漁村又は中山間地域の振興	12 男女共同参画	19 市民活動支援
6 学術・文化・芸術・スポーツ振興	13 子どもの健全育成	
7 環境保全	14 情報化社会	

<p>貴団体の活動において、市民活動ならではの特性を活かしている点</p>	
<p>貴団体の活動を多くの市民に周知するために行っていること</p>	
<p>貴団体の活動における現在の課題</p>	
<p>貴団体の活動の将来展望</p>	
<p>市民活動推進助成事業に登録を希望する理由</p>	
<p>貴団体が市民活動推進助成事業をPRするためにできること</p>	
<p>市民に対するPR</p>	<p>※市民に向けPRメッセージをお書きください。</p>

(様式第 3 号)

大市民第 号
平成 年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市市民活動推進事業団体登録決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった、大阪市市民活動推進事業団体登録申請について、貴団体の登録を決定したので、大阪市市民活動推進事業団体登録要綱第 5 条の規定により通知します。

なお、登録内容に変更が生じた場合は、大阪市市民活動推進事業団体登録要綱第 6 条の規定により、速やかに変更届を提出すること。

<留意事項>

- 1 この団体登録は、大阪市区政推進基金を活用した助成金の対象団体として登録するものであり、助成金交付を約束するものではない。また、大阪市が他の市民活動団体との間に優劣をつけるものではない。
- 2 登録期間内は、毎年速やかに、前事業年度の事業報告書及び活動計算書を市長に提出しなければならない。
- 3 登録期間内は、登録申請及び事業報告の際に提出する次の書類を、貴団体の事務所等に関連用に設置することとし、またホームページに掲載するなど積極的に市民に公開し、活動内容等の周知に努めること。

- (1) 様式第 1 号及び様式第 2 号
- (2) 定款及び設立趣旨書

(様式第 4 号)

大市民第 号
平成 年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市市民活動推進事業団体登録非登録通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった、大阪市市民活動推進事業団体登録申請について、下記のとおり登録を行わないこととしたので、大阪市市民活動推進事業団体登録要綱第 5 条の規定により通知します。

記

1 非登録の決定年月日

2 登録を行わない理由

(様式第 5 号)

大阪市市民活動推進事業 団体登録変更届

(あて先) 大阪市長

平成 年 月 日

団体名			
主たる事務所の所在地	〒		
代表者の役職・氏名			
担当者の氏名		担当者連絡先	

次のとおり、登録内容に変更が生じたので、団体の概要書（様式第 2 号）を添付し、届け出ます。

変更内容	
変更理由	

*変更に伴い、所轄庁に提出した書類があれば写しを添付

(様式第 6 号)

大阪市市民活動推進事業 事業報告書等届出書

(あて先) 大阪市長

				平成	年	月	日
団体名							
主たる 事務所の 所在地	〒						
代表者の 役職・氏名							
担当者の 氏名		担当者 連絡先					

大阪市市民活動推進事業団体登録要綱第 7 条の規定に基づき、下記の書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書

《留意事項》

大阪市市民活動推進事業団体登録要綱第 8 条の規定に基づき、この届を速やかに提出しないとき、団体登録を取り消す場合がありますので、必ず提出してください。